

第5 肢体不自由

I	障害程度等級表	60
II	総括事項	64
III	上肢不自由	66
IV	下肢不自由	74
V	体幹不自由	78
VI	脳原性運動機能障害	79
VII	疑義解釈	81
VIII	診断書・意見書様式（診断書作成の際の留意事項）	
	肢体不自由用／93	脳原性運動機能障害用／97

このページは編集上の都合により
意図的に余白としています。

第5 肢体不自由

I 障害程度等級表

級別	上 肢			指数
	(全体、各関節)	(欠 損)	(手 指)	
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢を手関節以上で欠くもの		18
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 4 1上肢の機能を全廃したもの	2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの		11
3級	3 1上肢の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 4 1上肢のすべての指を欠くもの	2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	7
4級	3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	4
5級	2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害	3 1上肢のおや指を欠くもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	2
6級		2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの	1 1上肢のおや指の機能の著しい障害 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1
7級	1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害	5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの	3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	0.5

※7級⇒備考2 (P63)

※「指を欠くもの」⇒備考4 (P63)、P68～69

※「指の機能障害」⇒備考5 (P63)、P70～71

※欠損の断端の長さの計測⇒備考6 (P63)

級別	下 肢		体 幹	指数
	(全体、各関節、足指)	(欠損、短縮)		
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	18
2級	1 両下肢の機能の著しい障害	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	11
3級	3 1下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	7
4級	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		4
5級	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの	3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	2
6級	2 1下肢の足関節の機能の著しい障害	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの		1
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの	4 1下肢のすべての指を欠くもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		0.5

※7級⇒備考2 (P 63)

※欠損の断端の長さの計測⇒備考6 (P 63)

※下肢長の計測⇒備考7 (P 63)

級別	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 (脳原性運動機能障害)		指数
	上肢機能	移動機能	
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	18
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	11
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	7
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	2
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	1
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	0.5

※7級⇒備考2 (P 63)

※判定の方法の実際⇒P 96

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

両肢に同等の障害があることによって、上位の等級となる例

① 一下肢	機能全廃	3級	→	両下肢	機能全廃	1級
② 一下肢	大腿1/2以上欠損	3級	→	両下肢	大腿1/2以上欠損	1級
③ 一下肢	機能の著しい障害	4級	→	両下肢	機能の著しい障害	2級
④ 一下肢	下腿1/2以上欠損	4級	→	両下肢	下腿1/2以上欠損	2級
⑤ 一下肢	全足指機能全廃	7級	→	両下肢	全足指機能全廃	4級
⑥ 一下肢	全足指欠損	7級	→	両下肢	全足指欠損	4級

備

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

7級の障害は、一つのみでは法の対象とならないが、7級の障害が二つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となる。

(総括事項解説 1 (5) P13)

考

3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

1、3 ⇒ 二つ以上の障害が重複する場合の取扱い

合計指数の算定（総括事項解説2 P14）

5 ⇒ 対抗運動—対向運動、対立運動

II 総括事項

1 総括的解説

- (1) 肢体不自由は機能の障害の程度をもって判定するものであるが、その判定は、強制されて行われた一時的能力ではではない。

例えば、肢体不自由者が無理をすれば1 kmの距離は歩行できるが、そのために症状が悪化したり、又は疲労、疼痛等のために翌日は休業しなければならないようなものは1 km歩行可能者とはいえない。

- (2) 肢体の疼痛又は筋力低下等の障害も、客観的に証明でき又は妥当と思われるものは機能障害として取り扱う。

具体的な例は次のとおりである。

a 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はエックス線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの

b 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが医学的に証明されるもの

- (3) 全廃とは、関節可動域（以下、他動的可動域とする。）が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く）。

機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすとみなされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く）。

軽度の障害とは、日常生活に支障をきたすとみなされる値（概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの。）又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が4に相当するものをいう。

(注) 関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する。

- (4) この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない。

- (5) 7級はもとより身体障害者手帳交付の対象とならないが、等級表の備考に述べられているように、肢体不自由で、7級相当の障害が2以上ある時は6級になるので参考として記載したものである。

- (6) 肢体の機能障害の程度の判定は義肢、装具等の補装具を装着しない状態で行うものであること。なお、人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。
- (7) 乳幼児期以前に発現した非進行性の脳病変によってもたらされた脳原性運動機能障害については、その障害の特性を考慮し、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由の一般的認定方法によらず別途の方法によることとしたものである。